



# 北海道ケアラー支援条例

令和4年4月1日施行

## 目的（第1条）

ケアラーへの支援に関し、基本理念を定め、道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現を目指す。

## 定義（第2条）

- (1) ケアラー 高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者
- (3) 関係機関 介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関
- (4) 支援団体 地域で組織された団体その他の団体であって、ケアラー支援を行うもの

## 基本理念（第3条）

- (1) ケアラー個人の尊重、孤立の防止
- (2) ケアラーの年齢や状況に応じた適切な支援
- (3) 道、市町村、道民、関係機関等が連携した支援
- (4) 家族（要介護者）とケアラーへの一体的な支援
- (5) 子どもの権利・利益の尊重、教育の機会確保

## 道の責務、道民・関係機関等の役割（第4-9条）

- (1) 地域の実情に応じた施策の実施・市町村への支援
- (2) ケアラー支援の必要性の理解、行政・各機関の連携
- (3) 従業員の勤務への配慮・必要な支援
- (4) 業務を通じたケアラーへの支援の必要性の把握・支援

## ケアラー支援に関する基本的施策（第10-15条）

### 推進計画の策定

ケアラー支援を総合的  
かつ計画的に推進



- (1) 普及啓発による道民理解の促進
- (2) ケアラーの早期発見及び相談の場の確保
- (3) ケアラーを支援するための地域づくり